

## 知立市省エネ家電製品買替促進補助金 Q&A ～よくある質問～

### [①対象者について]

No.	質問	回答
1	世帯主でなくても申請できますか。	世帯主でなくても申請可能ですが、領収書や保証書等、提出書類に記載された名義と同一である必要があります。
2	知立市内に住んでいますが、知立市内の両親のために買い替えた場合は補助対象になりますか。	補助対象になりません。省エネ家電に買い替えた住宅に居住している世帯の方が申請者となるため、同一世帯以外の方は申請者となることはできません。
3	二世帯住宅に住んでいますが、それぞれの世帯で申請できますか。	住民票上で世帯が分かれている場合は、それぞれで申請が可能です。
4	事業者は申請できますか。	家庭用の省エネ家電の買い替えに対する補助のため、事業者は申請できません。
5	知立市に転入予定ですが、転入前に購入した省エネ家電は補助対象になりますか。	補助対象になりません。転入後に補助対象の条件を満たした省エネ家電の買い替えを行った場合は補助対象になります。
6	1人当たり何回申請ができますか。	対象省エネ家電の種類にかかわらず、申請者の属する世帯につき、申請は1回(対象省エネ家電の種類にかかわらず1台)限りとなります。
7	店舗(販売店)が申請者の手続きを代行して申請できますか。	手続きを代行していただくことは可能ですが、申請者はあくまで補助対象要件を満たした市民の方になります。

### [②省エネ家電について]

No.	質問	回答
1	省エネ家電の性能(省エネ家電達成基準)はどこで確認できますか。	購入時に販売店で確認するか、「省エネ型製品情報サイト」で確認できます。 ⇒ <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にご確認ください。

2	15万円のエアコンと20万円の冷蔵庫を買い替えた場合の補助金はいくらになりますか。	3万円です。 1世帯につき申請できるのは、1回限りで、対象省エネ家電1台の購入費用が対象になります
3	リユース品やリース(レンタル)品は対象となりますか。	補助対象になりません。 新品(未使用)品に限ります。
4	事務所に設置する場合は対象になりますか。	補助対象になりません。申請者が居住する住宅に設置した場合のみが対象です。
5	業務用機器を購入して住宅に設置する場合は対象になりますか。	業務用機器は補助対象になりません。家庭で使用する省エネ家電のみが対象です。
6	エアコンを廃棄して冷蔵庫を購入する場合は補助対象になりますか。	種類の異なる省エネ家電を購入する場合は補助対象になりません。
7	家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか。	省エネ家電の要件を満たす場合は、補助対象になります。なお、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がなく、要件を満たすか分からない場合は、購入する際に販売店に確認してください。

### [③対象店舗について]

No.	質問	回答
1	市外の店舗で購入したものは対象になりますか。	補助対象になりません。知立市内の販売店にて購入したもののみが対象になります。
2	インターネットで購入した省エネ家電は対象になりますか。	補助対象になりません。知立市内の販売店にて購入したもののみが対象になります。

### [④対象期間・申請受付期間について]

No.	質問	回答
1	令和7年5月12日より前に買い替えた省エネ家電は対象になりますか。	補助対象になりません。 令和7年5月12日～令和7年12月26日の間に購入し、住居への設置が完了したものが補助対象です。

2	令和7年5月12日より前に廃棄した家電のリサイクル券を添付すれば補助対象になりますか。	補助対象になりません。 購入と同じく、令和7年5月12日～令和7年12月26日の間に買い替え前の家電製品をリサイクル処分したものが補助対象です。
3	対象の省エネ家電を購入しましたが、工事が遅れまだ設置が完了していません。設置完了前でも申請できますか。	購入(支払完了)後であっても、設置が完了していなければ申請できません。設置完了後、提出書類がすべてそろってから申請してください。
4	どの時点で申請ができますか。	買い替え、支払い、設置が完了し、提出書類がすべてそろった時点で申請は可能になります。 ※対象家電の取付工事前の申請はできません。
5	この補助金はいつまで申請受付をしていますか。	令和7年12月26日(金)までが受付期間になりますが、それ以前でも予算の上限に達した時点で受付を終了します。 予算を超えた日の受付については、同日中に申請されたものについて抽選を行い、交付を決定します。

### [⑤補助対象経費について]

No.	質問	回答
1	配送料や設置工事費用は補助対象経費になりますか。	補助対象になりません。補助対象経費は、省エネ家電本体の購入費用(税抜)のみです。
2	ポイントで購入した場合は補助対象経費になりますか。	ポイントによる値引き額は対象経費になりません。値引き後の金額が対象経費になります。全額ポイントで購入した場合は、補助対象になりません。
3	販売店で値引きがあった場合は、補助対象経費はどうなりますか。	補助対象経費に対する値引きがあった場合は、値引き後の金額を補助対象経費としてください。

4	省エネ家電とそれ以外の商品と一緒に購入したところ、まとめて値引きされた場合は、値引き額はどれになりますか。	まとめて値引きされている場合は、全額が補助対象の省エネ家電本体から値引きされているものとして扱います。
---	---	---

### [⑥申請書類について]

No.	質問	回答
1	領収書やレシートを紛失した場合は、どうしたらよいですか。	購入した販売店にお問い合わせください。
2	メーカー発行の保証書でなく、販売店発行の保証書の写しでもよいですか。	新品であることの確認も兼ねているため、メーカーが発行する保証書(型番・製造番号が分かるもの)の写しを提出してください。メーカーが発行する保証書の写しがない場合は、補助対象になりません。また、申請者の住所・氏名・購入日は必ず記載してからコピーをしてください。
3	家電リサイクル券を紛失した場合はどうしたらよいですか。	買い替え前の家電を引き取った販売店にお問い合わせください。
4	申請者の住所が確認できる書類の写しは運転免許証以外に何がありますか。	顔写真付きの身分証明書1点、もしくは住民票の写しをご提出ください。 【顔写真付き身分証明証の例】 ・運転免許証 ・マイナンバーカード(氏名・住所が記載されている表面のみの写し) ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・障害者手帳又は療育手帳(顔写真付き)
5	申請書類の記入に消せるボールペンは使用してもよいですか。	消せるボールペンで記入しないでください。手書きで作成する場合は、必ず黒色ボールペンで記入してください。

[⑦その他]

No.	質問	回答
1	補助金を受けた省エネ家電は何年使用することが必要ですか。	エアコン及び冷蔵庫の耐用年数は6年となっていますので、設置した日から6年間は使用してください。
2	他の補助金との併用は可能ですか。	<p>本補助金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当しているため、本補助金とは別の国からの補助金との併用はできません。</p> <p><b>【国の補助事業の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てエコホーム事業</li> <li>・子育てグリーン住宅支援事業</li> </ul> <p>これら以外の補助事業と併用が可能かについては、国の補助金の執行機関(団体)にご確認ください。</p>